

四万十市文化複合施設（仮称） 管理運営基本計画

令和 2 年 3 月

四万十市

目 次

第1章 四万十市文化複合施設（仮称）整備の目的と果たすべき使命	1
1 管理運営基本計画の位置付け	
2 四万十市文化複合施設（仮称）基本計画	
第2章 事業方針	4
1 事業計画の考え方	
2 実施する事業の方向性	
3 中長期事業計画の考え方	
4 プレ事業及び開館記念事業の考え方	
第3章 施設運営方針	14
1 施設運営の考え方	
2 運営管理の考え方	
3 運営母体の考え方	
4 運営組織の考え方	
5 施設運営における防災上の観点	
第4章 施設管理方針	20
1 施設管理の概要	
2 施設管理の考え方	
第5章 収支の考え方	22
1 収支計画の考え方	
2 支出の考え方	
3 収入の考え方	
第6章 官民協働運営の可能性	24
1 持続可能な官民協働に向けて	
2 四万十市が果たす役割、四万十市民等が担う役割	
第7章 その他	29
1 文化複合施設整備に伴う既存市内施設の利活用	
2 開館準備業務推進体制のあり方	
3 施設名称等の考え方	
4 整備スケジュール	
5 管理運営実施計画に向けて	
参考資料 既存3施設及び近隣施設の運営管理状況	I

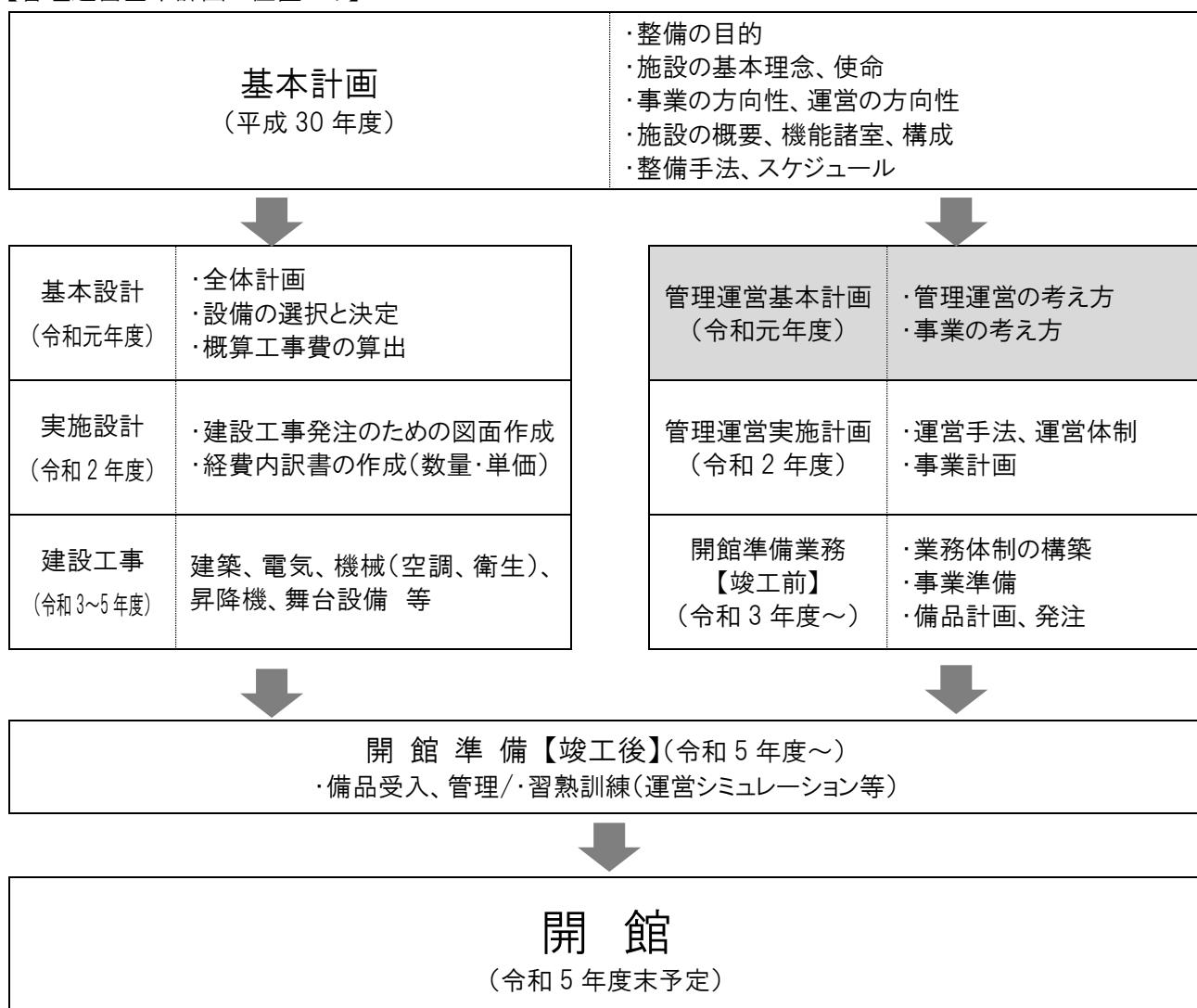
第1章 四万十市文化複合施設（仮称）整備の目的と果たすべき使命

1 管理運営基本計画の位置付け

四万十市文化複合施設（仮称）管理運営基本計画（以下「管理運営基本計画」という）は、平成31年3月に策定した「四万十市文化複合施設（仮称）基本計画」（以下「基本計画」という）で定めた施設整備の考え方に基づき、その基本理念や使命を具現化するため、四万十市文化複合施設（仮称）（以下「文化複合施設」という）の開館後の運営やそれに向けた開館準備について、基本的な考え方を整理し、事業、運営及び市民参加の方向性などを明らかにするものです。

この管理運営基本計画は、開館準備と当面（開館後数年間）の運営の基本的指針と位置づけて、今後策定を予定している管理運営実施計画で検討する具体的な計画に基づいて、令和5年度末の開館に向けた準備を進めることになります。

【管理運営基本計画の位置づけ】



2 四万十市文化複合施設（仮称）基本計画

（1）背景と整備の必要性

四万十市では、社会経済情勢、市民のライフスタイルの変化等を背景に、少子高齢化への対応として多面的な地域活動の促進や、都市軸の強化や回遊性のある都市空間の整備などのまちなかの賑わいの再生を進めています。平成 27 年度からの総合計画において、重点プロジェクトとして老朽化した公共施設の集約化や再配置、民間との共同による施設整備等を進めていく方針が示されました。

その一環として、800 席規模のホール等を持つ昭和 44 年開館の「四万十市立文化センター」（以下「文化センター」という）、昭和 55 年開館の 300 席規模のホールと複数の会議室・研修室等からなる「四万十市立中央公民館」（以下「中央公民館」という）、及び軽運動室、会議室・講習室等からなる「四万十市立働く婦人の家」（以下「働く婦人の家」という）の 3 施設を、現状と課題を踏まえ、各施設が持つ機能を集約し、市民の文化芸術活動、交流活動を活性化するとともに、賑わいを創出する中核拠点、文化芸術を中心にしながら他の様々な地域コミュニティを活性化する拠点施設として統合し、文化複合施設として整備することとしました。

（2）四万十市文化複合施設整備検討委員会の設置と基本計画の策定

文化複合施設の整備にあたり、施設整備だけでなくその後長期にわたり市の拠点施設として市民の誇りとなり愛される施設とするよう、複合施設の整備計画および管理運営計画、両面からの検討を行うため、四万十市では、条例に基づき、学識経験者、市民団体等の代表者、公共的団体等の代表者等からなる四万十市文化複合施設整備検討委員会（以下「整備検討委員会」という）を設置しました。（平成 30 年 4 月 1 日施行）

平成 30 年度の整備検討委員会では、別途、市が実施した市民ワークショップ（全 3 回）やパブリックコメントにおいて聴取した市民意見を受け、以下の上位計画をふまえて、管理運営と施設計画の両面について全 4 回の議論を行いました。その検討をもとに、四万十市では、新たな施設整備の必要性と目的、新たな施設の担うべき使命、基本理念とその基本理念を実現するための事業や運営、施設計画の方向性等を示す基本計画を平成 31 年 3 月に策定しました。

【上位計画/四万十市】

- 四万十市総合計画（平成 27 年 3 月）[計画期間：平成 31 年度までの 5 年間]
- 四万十市教育振興基本計画（平成 29 年度）
- その他関連計画

四万十市中心市街地活性化基本計画（平成 20 年 7 月策定、最終変更平成 23 年 7 月）

都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月）／公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

立地適正化計画（現在策定中）／地域公共交通網計画（平成 31 年 3 月）

【上位計画/国・県】

- 文化芸術基本法（平成 13 年/平成 29 年改正）
- 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年）
- 高知県文化振興ビジョン（平成 29 年）

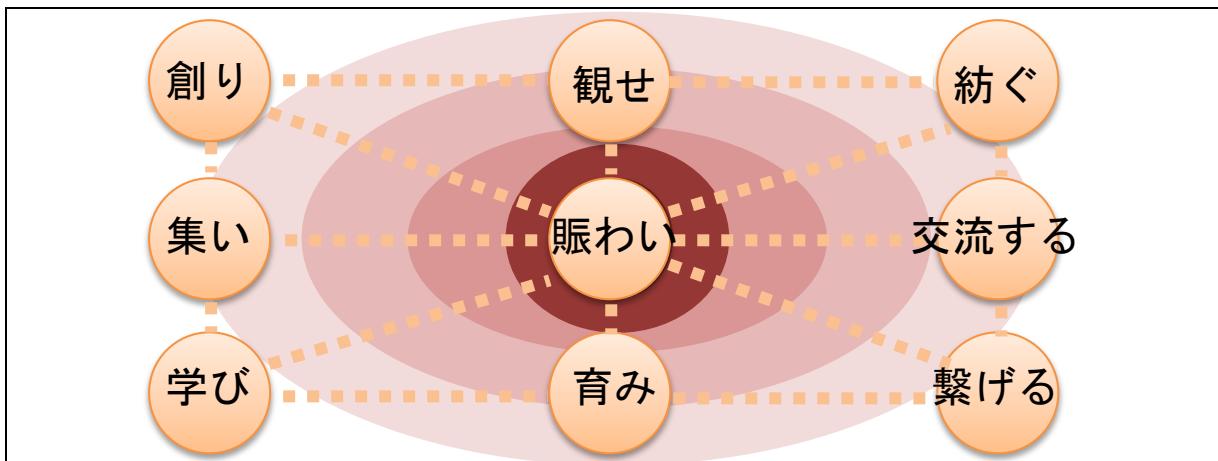
(3) 基本計画に示された基本理念と文化複合施設の使命

文化複合施設の基本理念と使命は以下のとおりです。

【文化複合施設の基本理念】

未来を紡ぐ参加・交流・創造の拠点

【文化複合施設の使命】



「創り 観せ 紡ぐ」

文化センターが担ってきた役割を受け継ぎ、市を代表する文化芸術施設として、多くの市民が文化芸術を観て、体験し、表現する場となります。作品を創造するという表現活動を通して主体性や表現力を培い、豊かな心を育む環境をつくります。

「集い 脳わい 交流する」

3つの施設を集約し再整備することで、世代や立場を超えて、多くの市民や来館者が集い、思い思いに過ごすことができる場がまちなかに生まれます。様々な人が集まる場所や機会の提供を通して、人々の活動や交流を生み出し、まちなかの回遊性をたかめることで、中心市街地の活性化に寄与します。

「学び 育み 繋げる」

中央公民館、働く婦人の家が担ってきた学ぶ場としての役割を引き継ぎ、市民の学びを支え、相談支援を続けていくとともに、関心を引き出し、市民のまちづくりに対する参画意欲を高め、次世代へと繋いでいきます。

上記の3つの文章を構成する9つのキーワードは、横断的・縦断的に組み合わせ、構成することができます。文化芸術機能を中心に様々な機能が複合した施設として、9つのキーワードで示される使命を担っていきます。

第2章 事業方針

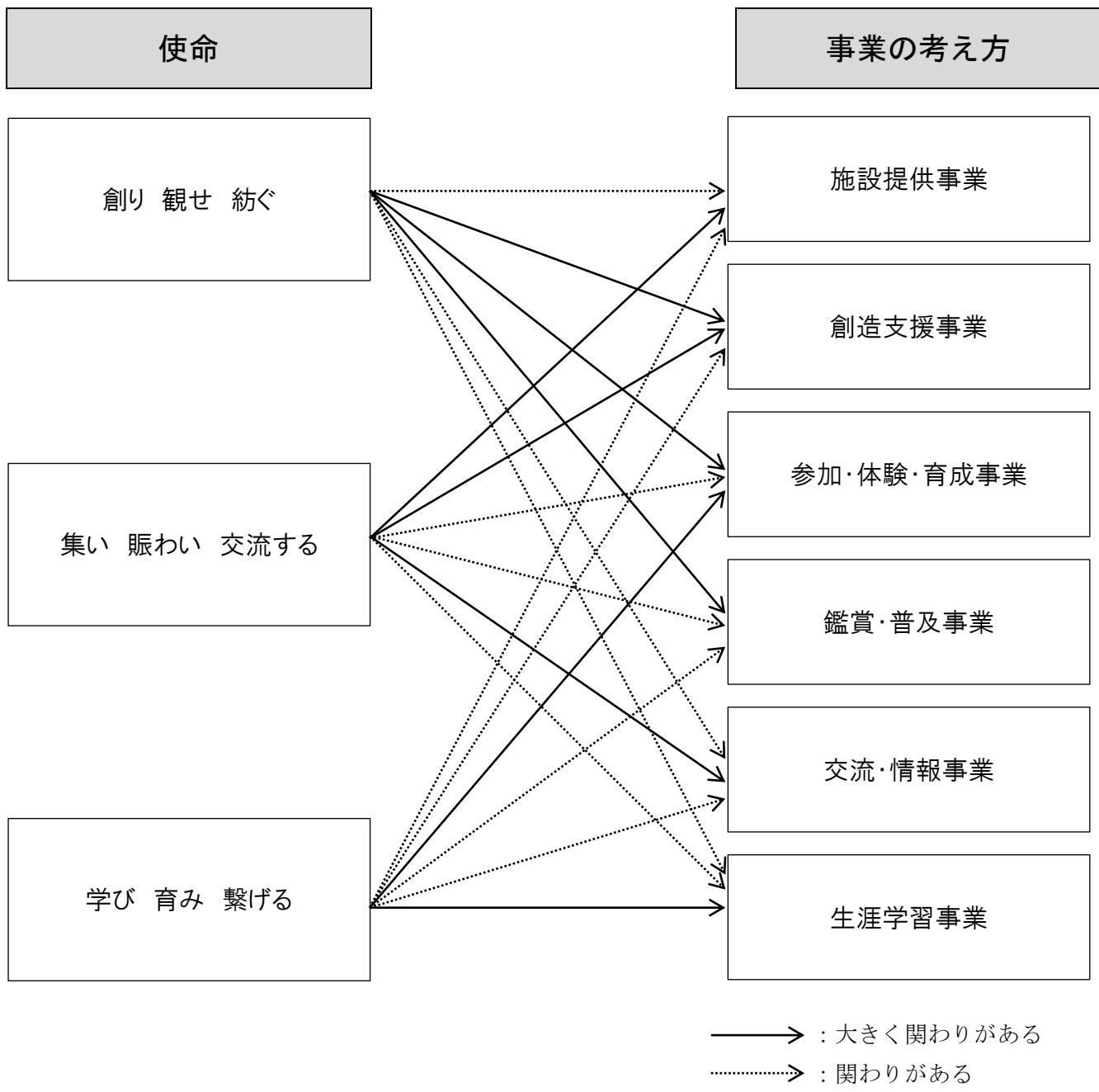
1 事業計画の考え方

(1) 基本計画に示した事業の方向性

基本計画では、文化複合施設の使命実現に向けて、市民の多様な要求に応えつつ、地域文化を創造していくための事業を展開していくことを示しており、その展開にあたっての考え方を以下の6つに整理しています。

管理運営計画では、この整理に基づき、具体的な事業計画を検討してきます。

【使命と事業の考え方の関係図】



2 実施する事業の方向性

文化複合施設は、訪れる全ての人に対して開かれた施設であり、市民にとっての身近な“居場所”となることが期待されています。つまり、施設で行われる公演や催物の有無、施設を利用して文化活動を行うかどうかや、四万十市在住・在勤であるかなどに関わらず、世代を超えて全ての人々が立ち寄り、憩い、交流することや、ここでのひと時を過ごしたくなる“場所”となることが期待されています。

しかし、整備された「場」をただ開放しているだけでは、第1章で示した基本理念「未来を紡ぐ参加・交流・創造の拠点」と、その使命「創り 観せ 紡ぐ・集い 賑わい 交流する・学び 育み 繋げる」を実現していくための十分な役割を果たしていることにはなりません。文化複合施設は、その使命の実現のために、これまで四万十市で行われてきた活動を軸にさらに発展させながら、新たな利用者・来館者を巻き込んだ活動を促進していくため、文化複合施設が主体となって積極的な事業や活動を行っていくことが望まれています。また、練習風景や活動風景などが外部から見える工夫をすることで、施設を訪れる人にとって、日常の文化芸術活動が身近に感じられ、新たな活動や、交流・賑わいの創出につなげていくことが期待されます。

ここでは、基本計画で示された6つの考え方より、実施されることが期待される事業を18の項目に整理します。実施の可否や開館後の年次を追った事業展開については、次章以降で整理する組織体制や収支想定、基本設計を踏まえたうえで、次年度予定している「管理運営実施計画」で検討します。

(1) 施設提供事業 市民等の自主的活動に対し、活動場所を貸出します

地域に根ざした活動や市民の活動を支援するため、市民や芸術家の自主的な文化活動や、地域活性化につながる事業に対し、諸室やスペース、備品などを広く貸出します。使用料金については、第3章で整理する施設運営方針にのっとり、次年度予定している管理運営実施計画等を通じ精査をして決定していきます。また、市民の利用に際しては「(2) 創造支援事業」と合わせて、活動や事業が活性化するように広報、舞台技術指導など可能な範囲で支援をしていきます。

立地や施設の特性を活かすことに配慮し、練習や発表の場、交流の場としての利用を促進します。

●市民の文化芸術活動への場の提供

- ・市民の幅の広い文化芸術活動（創造/練習、発表）に対して場や備品を提供していきます。加えて、活動や事業が活性化できるように広報や舞台技術指導など可能な範囲で支援を行います。

【文化芸術の例（文化芸術基本法より）】

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊などの芸術
映画、漫画、アニメーション及びコンピュータなどの他の電子機器等を利用したメディア芸術
雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊などの我が国古来の伝統的な芸能
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱などの芸能
生活文化（茶道、華道、書道、食文化などの生活に係る文化）
国民娯楽（囲碁、将棋などの国民的娯楽）

- ・市民誰もが気軽に立ち寄れる場、市民同士の交流を促進する場として、開かれた運営を行ってい

きます。

●その他、施設を活かし利用促進を図るための施設提供

- ・市民の文化芸術活動を目的とした場の提供を優先的に行っていきますが、利用頻度の低い部屋がある場合は、文化芸術活動の利用に限定せず（例えば事業者の会議や会合、営利目的の利用等も含めて）施設の利用促進を図ります。

(2) 創造支援事業 市民の文化芸術活動に対し、より活動しやすくさせるための支援を行います

これまで四万十市において培われてきた様々な文化芸術活動や地域資源を活かし、より活性化させるために様々な面での支援を行います。また、新たなオリジナル作品の創造を通した市民の文化芸術活動の活性化についても検討していきます。

●施設利用に関する相談窓口の設置

- ・優れた演出機能を持つホールや展示室が整備されることから、ホールや展示室を使った市民の発表活動について、広報、制作（補助金等の申請）、舞台技術的、専門的な人的支援などのアドバイスを提供できる相談窓口を設置します。
- ・市民活動の活性化やブラッシュアップのため、舞台芸術に関わる制作、広報、舞台技術（機構、照明、音響、映像など）等についての講習会や勉強会、そして外部資金の導入（助成、補助金等）などの獲得支援等を行っていくことも検討します。

●市内の文化活動団体・人材情報の集約、ネットワーク化（文化芸術人材バンク）

- ・地域の資源や人材を発掘し、人材交流やコーディネートを行っていきます。

●文化複合施設の制作による四万十市オリジナル作品の創造

- ・組織計画・収支計画等を総合的に勘案のうえ、四万十市ならではの、新たなオリジナル舞台芸術作品の創造を検討していきます。（例えば、地域の物語等を発掘し、それをテーマにしたミュージカル作品や音楽作品の創造などが考えられます。（3）参加・体験・育成事業とあわせ、市民参加型での上演も検討していきます。）

(3) 参加・体験・育成事業 多くの市民が文化芸術活動を体験し、表現するための支援を行います

生の舞台公演や芸術作品に触れる機会の少ない市民に対し、文化芸術の魅力を届け、親しんでもらうための事業の展開を図ります。文化芸術活動を行っている個人や団体だけでなく、次代を担う世代も含めて、市民誰もが気軽に参加できる事業のあり方を目指します。

市民が演奏したり演じたりするだけでなく、例えばスタッフワークを体験できるワークショップの検討など、世代や性別によらず、より多くの市民が文化複合施設に关心や理解を持ち、活動を支援してくれるよう計画していきます。

●文化複合施設が主催する市民参加事業の実施

- ・組織計画・収支計画等を総合的に勘案のうえ、市民コーラス、市民吹奏楽、市民劇団、市民ミュージカルや、若い世代を対象としたジュニアコーラス、キッズダンス、ジュニア邦楽など、市民参加型事業の実施について検討します。
(1年、隔年など、公演を行うことを前提に作品の発表を目指した事業を行います。)

●市民ワークショップの実施

- ・市民が様々な文化芸術に親しむ機会を提供し、継続的な文化芸術活動につながるきっかけづくりを検討していきます。
(例　ダンス、声楽、身体表現、発声、器楽演奏、朗読、伝統芸能、舞台技術（照明、音響、映像、大道具製作、異文化交流、食文化など）

●文化芸術への関心を広げるアウトリーチ活動

- ・アーティストが学校や福祉施設などに出向いて、子どもから高齢者まで幅広い世代に音楽や演劇などの舞台芸術に触れる機会を提供するアウトリーチ活動を計画していきます。特に文化複合施設にアクセスしにくい地域へ積極的に出向き、施設を訪れるためのきっかけづくりを実施していきます。

●施設に親しんでもらうための活動

- ・駐車場やロビーを利用した定期イベントなどを計画し、施設の認知度を高めます。（フリーマーケットや、ミニ・ロビーコンサートの開催など）
- ・施設探検イベント（バックステージツアー）など施設に親しんでもらうための活動を計画していきます。

●市民サークル等との協働による新規参加者体験機会の提供（オープン・サークル・デー）

- ・日常的に施設を利用して活動を行っている市民サークル活動団体と協働して、各サークル活動に興味を持っている人、参加を考えている人が気軽に参加できる「オープン・サークル・デー」のような機会を設けます。

（4）鑑賞・普及事業 優れた芸術文化作品の鑑賞機会を提供し、市内・幡多広域をはじめ広く来館者を集めます

文化芸術作品を観たり聴いたりする人、文化芸術に親しみ楽しむ人を増やしていくことを目指し、音楽、舞踊、演劇、古典芸能、美術展示など様々な分野の芸術作品を鑑賞する機会を提供していきます。市民ニーズをふまえながら質の高いプログラムを編成することで、市民自らの文化芸術活動や生涯学習意欲を引き出すことを目指します。

●文化複合施設の主催による優れた文化芸術の鑑賞機会の提供と鑑賞講座

- ・市民のニーズを踏まえ、かつ、中長期的な四万十市の文化芸術振興の方向性を見据えて、幅広い分野の舞台芸術（音楽、演劇、舞踊、古典芸能など）作品を鑑賞する機会を広く提供していきます。
公演事業を実施する際には、付随して鑑賞講座を実施するなど、興味を喚起し、より理解を深めるための仕組みづくりなども行います。（作品解説やリハーサルの公開など）

●市民（市民団体）への後援による鑑賞機会の提供

- ・市民団体などが企画・運営する公演や上映に対して、一定の基準を設け、条件を満たすものについては、その運営や広報などを施設が積極的にサポートし、鑑賞機会を増やしていきます。

●興行団体、新聞社、放送局などとの連携による鑑賞機会の提供

- ・上記に加えて、より多彩な作品の鑑賞機会を提供できるよう、興行事業者と連携し共催公演、提携公演を行うことも検討します。

（5）交流・情報事業 皆がいつでも立ち寄れる場所、市民にとっての「居場所」となります

（1）～（4）の事業により施設に人が集まる機会を活用し、新たなコミュニティが生まれ育つよう地域の賑わいや交流を促進させていきます。

エントランスロビーなどを飲食の可能な空間として開放したり、中学生・高校生が学校帰りに立ち寄りやすいよう公衆無線 LAN を導入するなど、世代や性別を問わず、誰もが立寄りやすい雰囲気づくりを行っていくとともに、市民同士の情報交換の場としても機能していくことを目指します。

また、文化複合施設の行う事業や施設で行われる活動情報や地域の情報を集約、整理して、市民に対しきめ細やかな情報を提供するとともに、地域で活動する人材や独自の取組みを市外にも発信していきます。また、県内から全国に至る様々な文化情報の提供を図ります。

●文化複合施設フェスティバルの実施

- ・市の中核拠点施設として、共同整備する高知県農業協同組合幡多地区のほか、観光や商業、福祉等の様々な団体と接点を持ち、フェスティバル等の事業を通して交流を促進することを検討します。

●施設や事業を周知し、経験/実績を蓄積する（広報・アーカイブ）

- ・鑑賞事業や参加・体験・育成事業の参加者を増やすことを目的として、文化複合施設について広報を行います。（チラシ、機関誌の作成、SNS の活用などを検討します。）

また、実施した事業や活動は記録し、アーカイブ化することで経験や実績を蓄積していきます。

●文化芸術や生涯学習に関する情報の収集・発信/ネットワーク化

- ・市民同士の情報交換を行う掲示板など、人と人とをつなぐネットワークをつくっていきます。
- ・高知県内で行われている公演や各種事業の情報など、文化芸術・生涯学習情報を広く収集し、提供していきます。

●文化芸術ライブラリーコーナーの設置と運営

- ・専門誌、映像資料等の閲覧環境の整備について検討します。

(6) 生涯学習事業 市民の教養の向上のため、生涯にわたる学びの機会を提供します

既存の施設で行われてきた生涯学習事業をふまえながら、地域ニーズの把握に努め、新たな施設を活かし、様々な世代に向けた講座を実施していきます。

四万十市の郷土史や伝統文化への関心も高いことをふまえ、実施する講座のテーマや内容については随時検討していきます。

●市民講座や市民大学など(既存事業の継続)

【事業一覧】

(1) 施設提供事業
●市民の文化芸術活動への場の提供
●その他、施設を活かし利用促進を図るための施設提供
(2) 創造支援事業
●施設利用に関する相談窓口の設置
●市内の文化活動団体・人材情報の集約、ネットワーク化(文化芸術人材バンク)
●文化複合施設の制作による四万十市オリジナル作品の創造
(3) 参加・体験・育成事業
●文化複合施設が主催する市民参加事業の実施
●市民ワークショップの実施
●文化芸術への関心を広げるアウトリーチ活動
●施設に親しんでもらうための活動
●市民サークル等との協働による新規参加者体験機会の提供(オープン・サークル・デー)
(4) 鑑賞・普及事業
●文化複合施設の主催による優れた文化芸術の鑑賞機会の提供と鑑賞講座
●市民(市民団体)への後援による鑑賞機会の提供
●興行団体、新聞社、放送局などとの連携による鑑賞機会の提供
(5) 交流・情報事業
●文化複合施設フェスティバルの実施
●施設や事業を周知し、経験/実績を蓄積する(広報・アーカイブ)
●文化芸術や生涯学習に関する情報の収集・発信/ネットワーク化
●文化芸術ライブラリーコーナーの設置と運営
(6) 生涯学習事業
●市民講座や市民大学など(既存事業の継続)

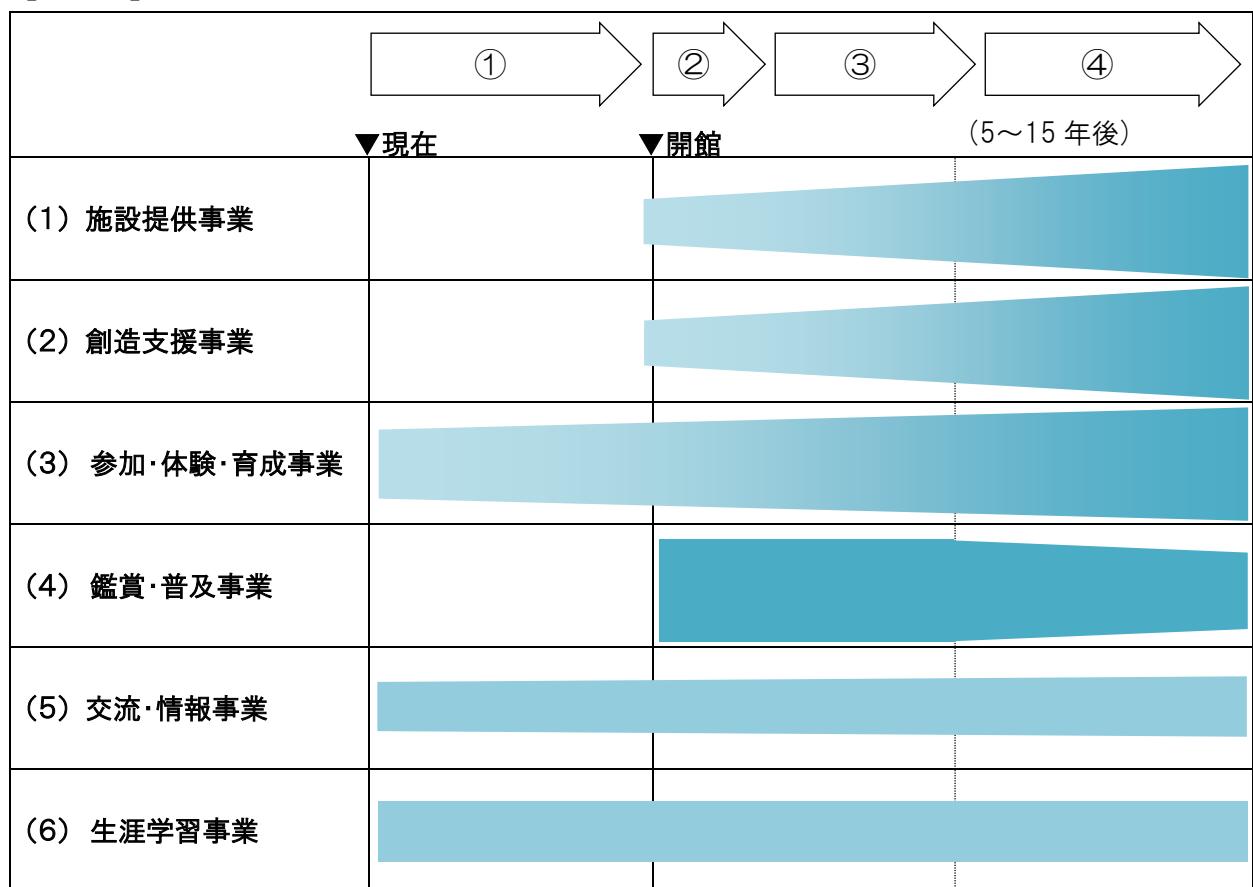
3 中長期事業計画の考え方

基本理念を実現させるためには、中長期的な視点で事業を展開していくことが必要です。開館前から、市民の関心を高め、開館後は公演の鑑賞や自ら参加・体験する機会を通して興味を促し、将来的には、市民による舞台芸術作品の企画制作や積極的な鑑賞活動へとつなげられるように、段階的に事業を実施していきます。

【目標と手段】

	時期	目標	手段
①	開館まで	施設の認知度を高める	プレ事業の実施
②	開館初期	施設の親和度を高める	開館記念事業の実施
③	開館初期～中期	市民の主体的な活動を増やす	鑑賞・普及事業から創造支援事業への移行
④	開館後中長期	市民自らが企画、制作、実行できる能力を蓄積していく	バランスのとれた事業実施

【イメージ】



4 プレ事業及び開館記念事業の考え方

(1) プレ事業

文化複合施設が開館するまでの間に、文化複合施設の理念や事業方針を早い時期から発信し、開館への期待を高めていくために、プレイベントとして事業を行っていきます。

① プレ事業の目的

- 新たな文化活動拠点としての文化複合施設への期待を高めるとともに、整備への理解を促すこと。
- 文化複合施設への関心を高め、具体的な活動を立ち上げていく機会とすること。
- 事業実施の経験を蓄積すること。
- 文化複合施設の活動を支える市民を発掘し、人材を育成すること。
- 文化複合施設の運営や事業、広報・宣伝における課題を事前に把握し、解決する期間とすること。

② プレ事業の方向性

主に市民参加型の事業などを計画し、様々な地域や施設で行うことを検討します。

例えば、開館時に市民参加型のミュージカル公演を行うことを目標とする場合は、開館前々年より、地域の物語を探すワークショップや、歌のワークショップ、ダンスのワークショップ等を行うことを検討していきます。

早くから事業に関わる人を増やすことで、自分達の施設としての愛着を醸成し、文化芸術に親しむ年齢層を広げ、将来の四万十市を担う世代を育てていくことにつなげていきます。

③ 開館前の広報

市内外へ文化複合施設を広く周知していくためにも、プレ事業の実施と並行して、施設の整備段階から広報活動を行うことが望まれます。それにより施設自体の認知度を高め、事業への参加者や施設利用者の増加につながることが期待されます。

また、広報の手法として市民参加による方法を取り入れることで、文化複合施設の事業や運営に参加・協力する市民を増やし、開館後に中心的に活動する市民サポーターを育成するきっかけづくりを目指していきます。

プレ事業・開館記念事業の実施や貸出施設の利用申請受付の開始に合わせ、開館の進捗状況についての広報を行うなど、計画的に時期に適した広報活動を行うことが望されます。

また、中村駅や市役所から文化複合施設までの通り沿いなどに、フラッグ等のサインを表示できる設備を設けるなど、道路整備やまちづくりと連携して、景観を考慮した施設案内サインや掲示板などの整備についても、検討を行っていきます。



歩道に埋め込まれたサインの例



フラッグの例

(2) 開館記念事業

開館記念事業は、市内外に対して広く文化複合施設を披露する重要な機会となります。

施設のイメージ形成、事業展開の方向付けに重要な役割を果たすため、招聘演目については、文化複合施設で上演が可能な演目のバリエーションを例示できるような、多彩な演目を用意することが望られます。そして、ホールが持つ空間的特徴や舞台設備の性能など、どのような催しが可能な施設であるかを示すことにより、利用促進へとつなげます。

さらに、運営体制の面からは、開館記念事業を行う期間はホール職員にとって、実際の施設運営にあたっての習熟度を上げていく期間となります。実際の人の流れや日程調整、人員配置など、開館前の習熟期間とは異なる視点からの確認作業を行う機会となります。

① 開館記念事業の目的

- 文化複合施設を市内外に広く発信すること。
- 新しい施設や設備を披露するとともに、実施する事業や活動を周知すること。
- 市民の文化活動への期待を高め、幅広い地域を代表する文化施設としての認知度を高めていくこと。
- 長い間、市民が待ち望んだ施設が完成することから、一緒に喜びを分かち合う機会として開催すること。

② 開館記念事業の方向性

◆ 開館記念式典

文化複合施設が開館することを記念し、式典を実施します。

式典では、開館までの経緯や施設の紹介を行うほか、舞台を初めて使用するにあたっての舞台開きとして、祝祭性の高い演目の上演や、地域の実演家や文化芸術団体などによる催しなどを計画します。

◆ 開館記念事業、開館記念公演

開館から1年以内に行う全ての事業を開館記念として計画します。

開館記念事業のうち、最初の公演を開館記念公演（「こけら落とし公演」）として、大ホールで上演することを検討します。

それ以外に、小ホールやリハーサル室、交流ロビー、展示室等の様々なスペースを使用したイベントや展覧会、市民とともに創りあげていく事業も計画していきます。特に、市ゆかりの実演家や、市の地域特性を活かしたテーマの公演、展示などを行うことで、市民に親しみと愛着を感じてもらうとともに、市外への発信となるよう、事業を展開していきます。

施設のイメージや今後展開する事業や運営の方向性を示す機会となるため、今後の事業計画と併せて検討します。プレ事業からのつながりや関係性を考慮し、文化複合施設で実施することが可能な演目を幅広く提供し、鑑賞できるように計画していきます。

第3章 施設運営方針

1 施設運営の考え方

基本計画で整理したとおり、文化複合施設は、その成り立ちにおいては文化芸術施設、社会教育施設、勤労者福祉施設の3つの機能の統合ですが、基本理念「未来を紡ぐ参加・交流・創造の拠点」の実現に向けて、新しい施設機能を十分に活かし、その魅力を引き出しながら事業を開拓していくためにも、機能ごとに管理運営者を分けることなく、中核拠点施設として一体的な運営を行っていきます。

基本計画では、市民の誰もが気軽に立ち寄り利用できる施設であり、かつ、市民が優れた文化芸術作品に触れるための施設であることをふまえ、以下の4つの方針が整理されています。

- (1) 専門性の確保
- (2) 創造性を発揮できる柔軟で利便性の高い管理運営
- (3) 開かれた管理運営と評価の仕組みづくり
- (4) 市民が主体的に運営に関わる仕組みづくり

管理運営基本計画では、これらの基本方針をふまえ、具体的な施設運営方針を検討してきます。

2 運営管理の考え方

(1) 運営管理の考え方

市民の文化芸術活動や交流がより活性化することを目的として、柔軟で利便性が高く、開かれた施設運営を実現できるよう、運営管理の仕組みを構築します。

運営管理については、今後、以下の事項を決定していく必要があります。管理運営基本計画では基本的な考え方を整理します。(既存施設及び近隣施設の状況は参考資料参照)

① 開館日時	・休館日の有無（休館日を設ける場合はその設定） ・開館時間 等
② 利用申し込み	・利用申し込みの受付時期（何ヵ月前からなど） ・利用者の決定方法（申し込みが重複した場合など） ・利用申し込み受付時間 ・優先利用 ・使用料金の設定 等
③ 利用時間	・利用時間（利用区分） ・延長利用の可否 ・連続利用の可否 等
④ 利用対象施設	・利用に供する施設・設備の設定 等

① 開館日時についての基本的な考え方

休館日、開館時間の設定については、利用者の利便性に配慮する一方で、保守点検や定期清掃等に必要な日数、安全かつ安定的に施設を貸し出せるために必要な運営体制および労務管理、また、搬出入に伴う騒音の発生など周辺環境への影響にも配慮しながら決定していく必要があります。

これまでの文化センター、中央公民館、働く婦人の家では、休館日は年末年始（12月29日～1月3日まで）、開館時間は9:00～22:00です。

文化複合施設においても、既存施設の利用者をはじめ多くの市民に認知されている開館日時を基本としつつ、時間外利用への対応も含めて、可能性を検討していきます。

② 利用申し込みについての基本的な考え方

◆ 利用申し込みの受付時期、受付方法

大ホール、小ホールなどのホール機能諸室、練習室や会議室などの創造支援機能諸室、展示室など、利用の目的が異なることから、それぞれの機能に応じて、受付時期を検討します。

特にホールや展示室など「発表」に利用される諸室については、催し物の周知に必要な期間等にも配慮しながら検討していきます。

また、リハーサル室などホールと一体的に利用される諸室については、ホールと一体的に利用する場合と、リハーサル室のみを練習などで単独利用する場合について、受付時期を変えるなど、文化複合施設の機能に沿った方法を検討します。

受付方法については、書類提出による窓口での受付を基本としつつも、市ホームページを利用した予約方法や施設の空き情報の示し方など、公正かつ透明性の高さを保ちつつも、利用者の利便性に配慮して検討していきます。

◆ 利用者の決定方法等

利用申込み内容が重複した場合の調整方法について、公平かつ施設の基本理念に応じた利用がなされるよう、検討を行います。

第2章に示した施設の基本理念を実現するために実施される自主事業については、利用申し込みとは別に、施設利用を行うことが出来る仕組みを設けることなども検討します。

また、これまで既存施設で行われてきた生涯学習課の登録団体制度については、新施設となるため見直しを行いますが、生涯学習機能も持つ施設として今後も団体登録を認めるための枠組みのあり方について検討を行います。新たに活動を始めたい個人や団体も利用申し込みをしやすい環境づくりを、今後検討していきます。

◆ 使用料金の設定

使用料金の算出にあたっては、近隣類似施設等の状況を踏まえて検討します。また、新しい設備を持つ最新の施設となることから、料金設定については（冷暖房費の考え方や備品料金の考え方など）全国の類似の先進施設についても参考としていきます。

その他以下の項目についても検討します。

- ・土日祝日と平日の料金設定、全日利用や連続利用等の場合の料金設定
- ・入場料を徴収する場合の料金設定
- ・商品販売等で利用する場合の料金設定
- ・舞台を準備等で利用する場合の料金設定

等

③ 利用時間についての基本的な考え方

これまでの文化センター、中央公民館、働く婦人の家では、全ての室において、午前（9:00～12:00）・午後（13:00～17:00）・夜間（18:00～22:00）の3区分を基本とした利用時間が設定されていました。

ホール機能諸室については、これまでの利用実態ともあっており、認知されていることも含めて、これまでどおりの3区分を基本として検討します。

一方で、練習室や会議室などの創造支援機能諸室については、実質的な利用時間としては会議や練習などの利用の形態によって1時間から4時間など幅があることもふまえ、より多くの利用者が効率的に施設を活用できるよう、1～2時間単位で利用時間を設定することについても検討を行います。

また、展示室については、利用実態に則した利用時間の設定をしていきます。ただし、展示室は会議室としても利用することを想定しています。

④ 利用対象施設

現在、利用対象と考えられる施設は以下のとおりです。

大ホール（楽屋小1、楽屋小2、楽屋中1、楽屋中2、楽屋大）

小ホール、リハーサル室（兼 練習室）、練習室（兼 会議室）、スタジオ、展示室（兼 会議室）

大会議室1、大会議室2、中会議室、小会議室1、小会議室2、調理実習室、創作室、和室1、和室2

利用対象施設については、設計の進捗に合わせて管理運営実施計画で見直しを行います。

また、駐車場スペースや交流ロビー等のオープンスペースについても、イベント等で活用することが出来るよう、使用料金を定めて専有利用ができるようにすることも検討します。

3 運営母体の考え方

基本計画で整理したとおり、現行の地方自治法では「公の施設」の運営母体は、設置者である自治体が直接運営を行う「直営」か、指定管理者に施設の管理運営を委任する「指定管理者制度」のいずれかとなります。

直営においては、まちづくりの中核拠点として基本方針を反映した運営や事業展開が期待できる反面、柔軟な運営が困難であることや、専門性を有する職員の確保や配置などの課題もあります。

指定管理者制度を導入する場合は、指定管理者として新たな団体の設立等は難しいことから、民間事業者を選定する方法を検討します。今年度、高知県内の公立文化施設の指定管理業務を行っている事業者を対象とした意向調査を行った結果、文化複合施設について民間事業者からの関心があることは確認できました。

民間事業者を指定管理者とした運営では、そのノウハウを活用し、多様化する市民ニーズへの対応、サービス向上、経費縮減等が期待できる反面、有期限であることにより四万十市の基本方針を反映した継続性のある管理運営が担保されない可能性や、過度な経費節減により提供するサービスの劣化、施設の安全性へ影響が出る可能性もあり、選定するための条件整理等がとても重要になります。特に新しく整備される施設では、光熱水費をはじめとする維持管理費について正確な算出が難しく、リスク分担の考え方も含めて検討していく必要があります。

以上を踏まえて、文化複合施設の管理運営母体については、以下の3つの案に絞り、次年度に策定を予定している管理運営実施計画で精査していきます。

① 直営による運営

四万十市による直営。

舞台芸術についての制作業務や舞台技術業務については、専門性が求められることから、一部業務における外部専門人材の雇用や業務委託を検討する必要があります。

② 民間事業者を指定管理者とした運営

原則公募により、事業実施や運営、人材配置等についての条件と指定管理料などを四万十市が提示し、民間事業者から事業計画書等の提出を受け、評価したうえで事業者を指定管理者として選定します。

文化複合施設は新しく整備される施設であり、維持管理費等については正確な算出が難しいことから、例えば、開館当初の数年間は指定管理料に含めず、市が実費を精算する等、条件の整理が必要です。

また、プレ事業の実施、開館記念事業の準備等をはじめ、開館準備業務にも指定管理者に早くから携わってもらうことが望まれますが、その選定の時期とあわせて、市との役割分担を整理する必要があります。

③ 開館当初は短期的に直営による運営、その後、指定管理者による運営へ移行

開館当初は「指定管理業務の設計期間」として四万十市が直営します。

プレ事業や開館記念事業等も市が実施します。①の場合と同様に、市直営による運営の間は、専門性が求められる業務において外部専門人材の雇用や業務委託の検討が必要となります。

直営期間中に、指定管理者選定のための仕様書等の作成を行うとともに、適切な指定管理料を積算し、それをもとに原則公募を行い、指定管理者を選定します。

4 運営組織の考え方

基本計画で整理したとおり、文化複合施設を運営する人材には、文化芸術の拠点としてホールなどの特殊な設備を備えた施設を安全かつ安定的に運営できる専門性と、交流と賑わいを生むまちづくりの拠点として、まちづくりや官民協働のための市民活動コーディネート役という2つの重要な役割が求められます。

専門人材の能力を十分に発揮できる運営組織の体制を（運営母体の考え方とあわせて）検討していきます。

(1) 運営組織の構成と必要な職能

施設責任者のもと、総務系、事業系、技術系の3つの部門で構成します。

① 業務統括

総務系、事業系、技術系を統括する重要なポストです。一般的には「館長」職となります。

② 総務系

庶務などの事務と施設の維持管理に関する業務全般を行います。予算作成などの総務全般について、事業系、技術系と密接な連携をとりながら業務にあたります。

③ 事業系

文化複合施設においては、文化事業、官民協働運営の両面の専門性を持つ人材を配置することが望されます。第2章で整理した6つの考え方に基づく18の事業を、中長期的な事業展開を踏まえながら企画、運営していくことが主な業務となります。また、事業の実施を通して第6章で整理する官民協働運営に向けて、市民活動のコーディネート役を果たすことができる職能を配置します。

また、広報など施設のイメージを形成する業務や、営業やチケット管理など、施設の利用促進や事業の営業を担う業務もここに含まれます。

④ 技術系

主にホール施設特有の設備である舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備などの管理・運用・整備など、舞台技術に関する業務全般を担います。また、ホールはもちろん、練習室や会議室などの舞台備品の管理も行います。さらに、第2章で整理した事業のうち、舞台技術についての参加・体験・育成事業などを実施する際には事業実施の中心的な役割を果たします。高度な舞台設備を有する施設を長期的に安全に運営し、かつ利用者に対する気配りと思いやりを伴う信頼ある対応に配慮した人材配置と人員体制をとることが期待されます。

⑤ その他

清掃、警備、設備メンテナンス等の業務も必要となります。

(2) 必要人員数

文化複合施設は、専門性の高い舞台設備・備品等を備える施設であり、また、開館時間内においては（当日精算の備品利用料など）出納も発生する可能性があることから、安全管理の面からも、常に施設の職員またはそれに準じる担当者（施設利用に関する受付の出来る担当者）が常駐していることが求められます。

休館日を設けず、開館時間を 9:00～22:00、職員を 2交代制・週 40 時間の勤務とした場合、開館時間内は常に 2名以上が在席していると想定すると、安全に運営していくための人員は 10人以上が必要と考えられます。

また、事業実施を積極的に行っていく場合は、さらに必要人員数が増えることが考えられます。

5 施設運営における防災上の観点

中央公民館が災害時に避難者の受け入れをしてきた経緯もあり、文化複合施設も市街地の避難所としての機能も求められています。

文化複合施設においても、四万十市地域防災計画における施設の位置づけを踏まえた施設運営を行っていきます。

(1) 文化複合施設消防計画に基づく避難訓練の実施

台風被害や近い将来発生が予想される南海トラフ地震被害を想定し、文化複合施設の消防計画に基づき利用者が安全に利用できるよう、避難訓練を実施します。

(2) 避難所としての運営

災害等が発生した場合は、開館時間や休館日の設定によらず、市民が安全に避難できるような運営についても検討します。

第4章 施設管理方針

1 施設管理の概要

(1) 日常的な施設管理

誰もが気軽に立ち寄り、利用できる施設となるため、訪れる全ての人が快適かつ安心して利用できるよう、必要な施設の清掃や警備を行います。

(2) 建築設備の保守管理

設備機器の性能をより長く保たせるためには、日常点検や定期点検などの保守管理が必要です。また設備によっては定められた法定点検を実施していく必要があります。

空調設備	専門業者による点検、特に夏季や冬季など設備負荷が増える前などの状態確認
電気設備	専門業者による点検、照明器具やコンセント部などの清掃
給排水衛生設備	衛生機器、受水槽、高架水槽の清掃など
消防設備	法定点検、日常的な点検・整備
昇降設備	法定点検、日常的な点検・整備

(3) 舞台設備の保守管理

一般設備と同様に日常点検と定期点検を組み合わせた保守管理により、常に安全に稼動できる状態を保つ必要があります。また、特にホールの舞台設備については、設けられた設備を本来の性能で動かせることができることが施設を貸出すうえでの必須条件となります。例えば興行事業者の利用の際に、その公演に必要な設備が動かない場合は公演が中止になり、損害賠償が発生する可能性もあります。

専門知識を持つ施設の技術系の職員が日常点検を行い、専門業者による定期点検、メンテナンスの際にも、職員が立ち会い、設備の使用実態に即した効果的な点検が行えるよう点検項目を精査することで、設備を長寿命化させることができます。

舞台機構設備	吊物バトン、照明バトン、幕設備などの点検・整備
舞台照明設備	調光設備、負荷設備（コンセントなど）、移動器具（スポットライトなど）の点検・整備
舞台音響設備	録音・再生・拡声設備、連絡設備、舞台進行監視設備、映像設備などの点検・整備

2 施設管理の考え方

基本計画で施設整備の留意点として示されているとおり、新しく整備される文化複合施設は、建築物の企画設計・建設・運用・解体再利用までの生涯に着目して管理を行う「ライフサイクルマネジメント」の考え方則り計画される施設です。施設管理においても、長期にわたり利用する施設であることを十分に配慮した施設管理の考え方が重要となります。

(1) 予防保全の重要性

施設や設備が傷んでしまった後に劣化箇所を対症療法的に補修するのではなく、劣化が進む前にこまめに補修することで、構造物を長持ちさせ、大がかりな補修や更新を抑えることが可能になります。こうした「予防保全」の考え方に基づき、施設を健全に維持していくことが原則です。

施設の職員には、継続して市民の活動を支えていくためにも、施設や設備の状態を日常的に点検・監視し、日々の微妙な状態変化や設備の状況変化を的確に把握し、設備障害の発生を未然に防ぐ知識を持ち、努力することが求められます。

(2) 中長期的な更新計画、改修計画策定の重要性

予防保全により、施設や設備を適切に維持し経年劣化を最小限に留めていても、やはり経年による摩耗や、機能劣化、性能劣化は避けることができません。ホールを持つ多くの施設では開館後10年を経過する頃から舞台設備の補修等が多数発生し、開館から15年を過ぎると一時的な閉館を伴う中～大規模な改修が必要となることもあります。市民の活動の場として長く継続して施設を活かし続けるためにも、改修の必要性が差し迫る前に、中長期的な更新計画を策定し、計画的な更新を行っていくことが望まれます。

将来の更新計画の策定に向け工事記録の保存が必須です。

第5章 収支の考え方

1 収支計画の考え方

基本計画で整理したとおり、文化複合施設の運営に係る経費（支出）は、予想される運営収入よりも大きなものとなります。そのため、文化複合施設が四万十市の文化振興施策・社会教育施策を具現化し、文化芸術・生涯学習等による地域の活性化やまちづくり、ひとつづくりを担う施設として、その活動を安定的に継続できるように、文化投資として、四万十市が一定の経費を支出します。

2 支出の考え方

文化複合施設の運営にかかる支出は、事業費、人件費、維持管理費の三つに大きく分けられます。

(1) 事業費

自主文化事業を行うために必要な経費であり、事業内容によって異なります。第2章の「2 実施する事業の方向性」で整理した事業の方向性を踏まえ、次年度に策定を予定している管理運営実施計画で検討する事業計画をもとに、事業にかかる経費を見込みます。

(2) 人件費

第3章の「4 運営組織の考え方（2）必要人員数」で整理したとおり、施設を安全に提供していくだけでも10人以上が必要です。また、基本理念を実現するための自主文化事業の実施や舞台技術管理などに関して専門知識と経験を有する人材を置くことが求められます。

全ての必要人員について職員とするとは限らず、業務委託等も含め、人件費について引き続き管理運営実施計画で検討していきます。

(3) 維持管理費

光熱水費、清掃費、警備費、設備メンテナンス費、舞台関係保守点検費、施設運営費（通信費、事務備品費等）等に係る経費です。維持管理費については、平成11年度『公共ホールの計画づくりに関する調査研究』((一財) 地域創造) や、近年の先進施設の事例調査等から、1m²あたり年間約9,000円～15,000円が見込まれます。

そのため、文化複合施設にかかる維持管理費を以下のように概算で見込みます。

$$6,588 \text{ m}^2 \times 9,000 \sim 15,000 \text{ 円／年} = 6,000 \sim 9,900 \text{ 万円／年}$$

(JA部分を除く延床面積) (調査による 1 m²あたりの維持管理費)

3 収入の考え方

文化複合施設の主な運営収入は、事業収入と使用料収入が考えられます。

(1) 事業収入

自主文化事業を実施した際の入場料や参加費、外部からの助成金などが事業収入です。

事業内容によって異なるため、支出における事業費と同じく、第2章の「2実施する事業の方向性」で整理した事業の方向性をもとに、次年度に策定を予定している管理運営実施計画で検討する事業計画をもとに、事業収入を見込みます。

(2) 使用料収入

使用料収入については、施設の部屋数、使用料の設定、稼働率等で大きく異なるため、管理運営基本計画での概算では、平均的な「維持管理費に対する使用料収入」の割合をもって見込みます。

$$\begin{array}{rcl} 6,000\sim9,900 \text{ 万円／年} & \times & 34.1\% \\ (\text{維持管理費として見込まれる支出}) & & (\text{平均的な割合※}) \end{array} = 2,000\sim3,300 \text{ 万円／年}$$

※ 先進類似施設等の事例、および「平成28年度 劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」
((公社)全国公立施設文化施設協会)の調査結果より算出。

第6章 官民協働運営の可能性

1 持続可能な官民協働に向けて

(1) 官民協働による運営の可能性

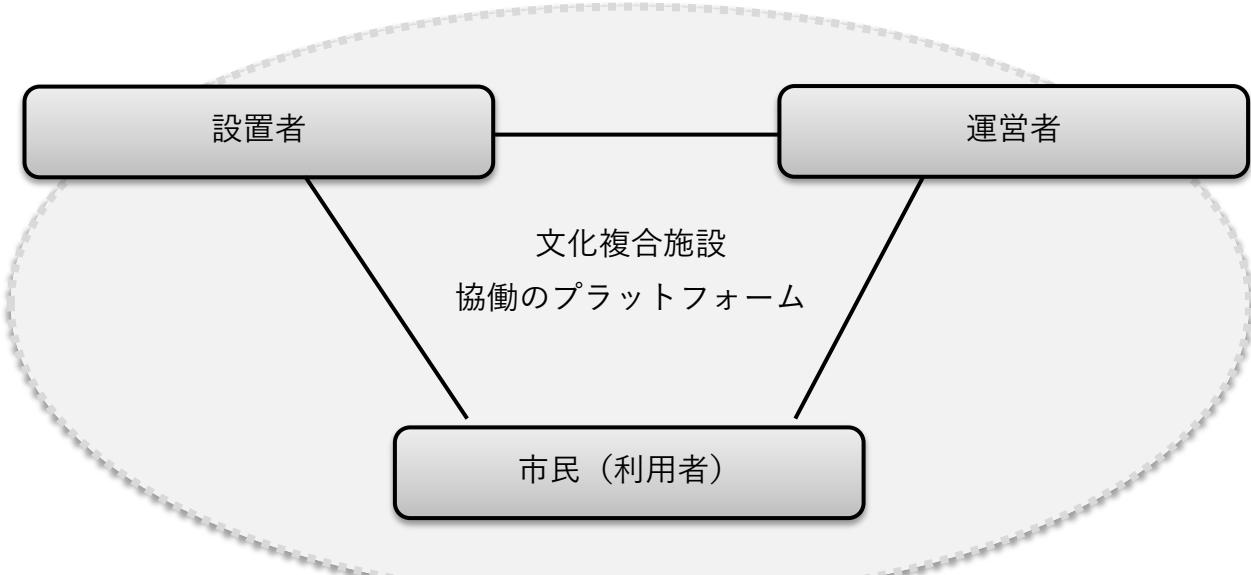
現在の文化センターや中央公民館、働く婦人の家が整備された頃、これらの施設は、建物を市が整備し、できるだけ廉価で自由に利用してもらうことが公共サービスという考え方が主流であり、「設置者」「利用者」の役割はあいまいでした。

これから整備する文化複合施設は、昨年度の基本計画および本管理運営基本計画の第1章で整理したとおり、社会的な環境の変化や、法整備を背景として、市民の文化芸術活動、交流活動を活性化するとともに、賑わいを創出する中核拠点、創造し発信する場であり、人々が集い、文化芸術を中心しながら人々の創造性を育み、他の様々な地域コミュニティを活性化する拠点施設としての役割を果たしていくことが望まれています。人々が共に生きる絆を形成し、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されています。

施設がコミュニティを活性化する拠点施設となるためには、市民も、これまでのように「利用する」立場から、自ら文化複合施設の運営に積極的に関わり、創意や知見を発揮することで自己実現を図り、よりよい運営に助力していくことが大切です。そうした市民が参加する運営を行うことで、運営者、設置者との相互理解を促進し、地域に密着した運営が実現し、四万十市の文化複合施設が「新たな価値」を継続的に生み出し続けていくことが期待されます。

まちづくりは、そこに住む市民が自ら考え、まちのために行動を起こしていかなければ成り立ちません。文化複合施設での活動により、市民が主体的に地域に関わっていくことを将来的な最終目標とし、文化複合施設では、「人と人が出会い」「交流する場をつくり」「文化活動を媒介とする新しいコミュニティ形成」を目指して、市民が事業や運営に関わる機会をつくっていくことが望まれています。

そのためには文化複合施設が「設置者」「運営者」「市民（利用者）」の3者の接点となる「協働のプラットフォーム」となることを目指します。



(2) 官民協働による運営の効果

「設置者」「運営者」「市民（利用者）」という立場を超えた協働のプラットフォームを整えることで、市民が積極的に文化複合施設の運営に関わることにより、以下のことが期待されます。

【文化複合施設を積極的に利用する市民にとって】

- ◆ 自ら主体となって参加し、一人一人が備える創意や知見を発揮することで自己実現を目指します。
- ◆ 運営を体感し、文化複合施設の役割や必要性への認知度を高めるとともに、親和性を築いていきます。
- ◆ 気軽に集うことができる縁側のような市民の居場所をつくっていきます。

【文化複合施設への関心が薄く利用頻度が低い（消極的・受動的な）市民にとって】

- ◆ 広く市民の活動を共有し、相互理解を深めることで親近感を築いていきます。
- ◆ 文化複合施設で生まれるにぎわい、まちの活性化に新たな市民を巻き込んでいきます。

【運営者にとって】

- ◆ 協働をとおして、文化活動への関心や理解を深めることができます。
- ◆ 市民の中に隠れている優れた技能や経験を、運営に活かすことができます。
- ◆ 文化芸術や生涯学習に限らず、他の分野の団体と連携し、地域の活性化にも波及することができます。

【設置者にとって】

- ◆ 協働を通じて、新たなコミュニティを生み出していくことが期待できます。
- ◆ 「未来を紡ぐ参加・交流・創造の拠点」という文化複合施設の基本理念、使命を、より多くの市民と共有していくための基盤となります。

【共通】

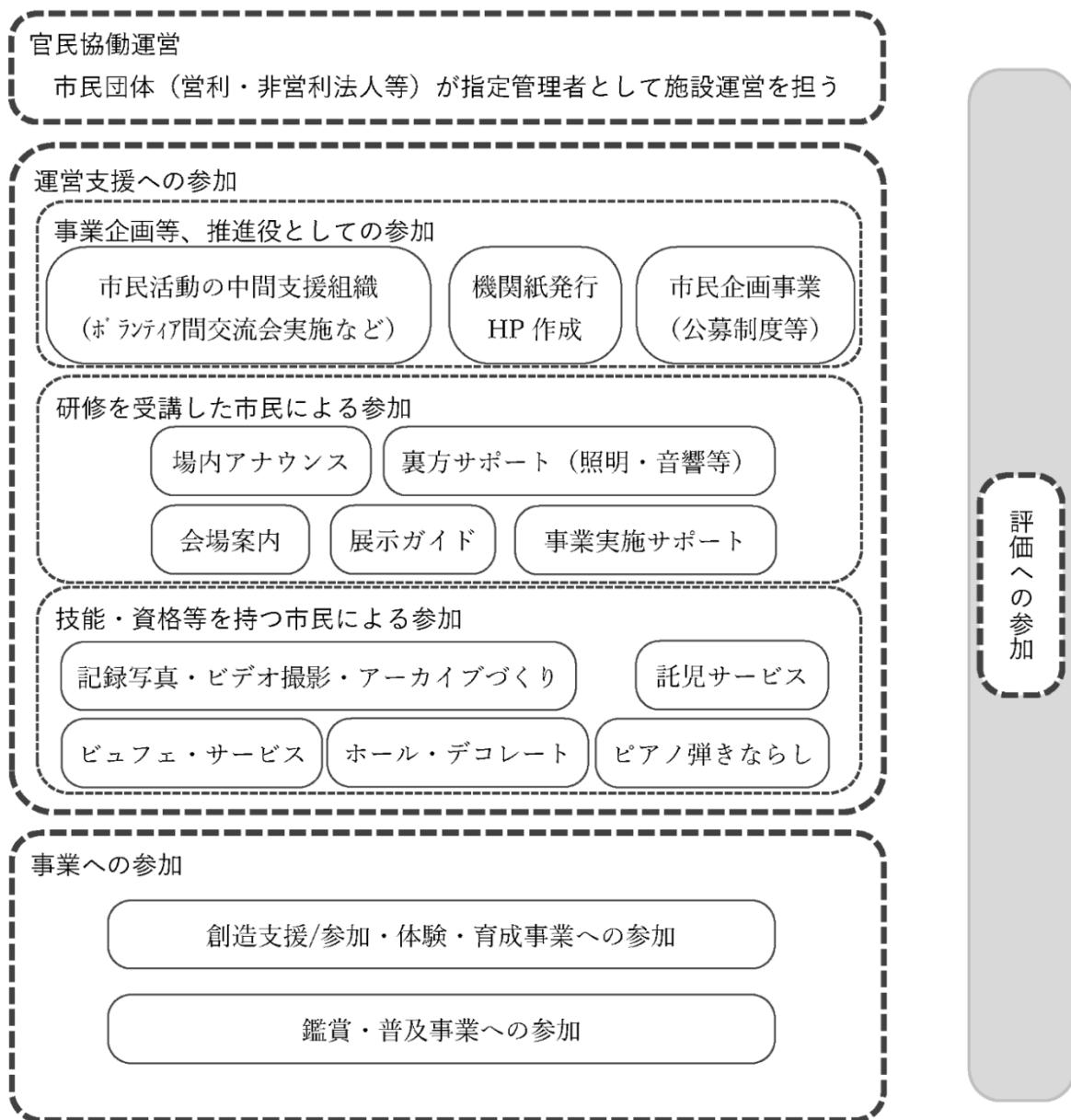
- ◆ まちに新たな価値を生み出していくいます。
- ◆ まちのにぎわいを創出する源泉になります。

(3) 公立文化施設の市民参加事例

官民協働運営に向けた市民参加の具体的な方法については、次年度予定している「管理運営実施計画」で検討します。

すでに他都市の公立文化施設で実施されている以下の事例などを参考にしつつ、四万十市の官民協働による有効な方法を整理していきます。

【市民参加の事例】



- ※ 「運営者または設置者が提供する枠組みに市民が参加する」ところから、「市民自らが明確な意思をもって自主的、主体的に事業や運営に参画し、運営者や設置者がそれを受け入れる」まで様々な関わり方があります。四万十市では、具体的にどのように進めていくのか、検討を進めています。

2 四万十市が果たす役割、四万十市民等が担う役割

官民協働の最終的な理想形は、「設置者」「運営者」「市民（利用者）」の3者が、運営に関わる様々な課題に対して、共に当事者意識を持って向き合い、相互理解のもと、協力しながら一緒に解決のための努力をし、よりよい運営を実現していくことになります。

そのため「設置者」「運営者」「市民（利用者）」の3者にとって持続可能な官民協働のあり方を探りながら、より効果を得られる仕組みの構築を目指すことになります。

四万十市が目指す「協働」では、それぞれの役割と責任について柔軟に考えていくものではあります、ここでは、「設置者」「運営者」「市民（利用者）」が、その立場でしか担えないこと、また、官民協働運営に向けた市民参加を行っていく当初に、主に担うと考えられることを整理します。

(1) 「設置者」としての四万十市が果たす役割

文化複合施設の設置者として四万十市が果たす役割は大変重要です。具体的には「文化施策・社会教育施策の立案」と「それを実現すること」です。

文化複合施設は、市の文化施策・社会教育施策を実現するための施設であり、その活動や運営が、基本理念にのっとり、その使命を果たすように導き、成果を創り出していく必要があります。

また、将来的には、社会的な状況の変化に応じて、活動や運営の課題を評価することで、新たな政策を見直していくことも求められます。

利用者だけに限らない全市民に、施設を設置した意義を理解してもらい、その施設が市民にとって誇りとなる存在になるためには、文化複合施設の運営を市民に開き、全ての情報を積極的に開示するなど運営の透明化を図るとともに、中長期的に運営を評価し、必要に応じて見直しを行っていくことが求められます。

【目標】

- 安全、安定した運営が可能な組織に運営を委ねる。
- 繼続的な文化的成長を持続できる文化的投資を行う。
- 運営を評価する仕組みを設け、結果を市民に開示していく。
- 中長期的な文化政策・社会教育政策を立案する仕組みを設ける。

(2) 「運営者」(または「運営者」の選定を行う者)としての四万十市が果たす役割

施設の運営者（直営または指定管理/検討中）は、市が示す政策を理解し、提示された基本理念や使命に沿って、具体的な事業や運営を確実かつ効果的に実行、実践していく役割を担います。

第2章で整理した事業を企画・立案・実施し、第3章で示した運営を実現しながら、文化芸術や生涯学習に関する専門性を活かして、地域との連携や市民参加を促進し、まちづくりへと発展させていくことが期待されます。施設の運営者には、場のプロデュースや積極的なマネジメントを行っていくことも望まれます。

そのためには、四万十市の文化や芸術の状況をふまえ、関心をもつ積極的な市民が、それぞれの技能や興味に応じて、参加しやすい仕組みを整え、運営に参加しやすい環境を整えることに配慮します。

（例えば、地域協働コーディネート担当の職能を置くことも検討します。）

【目標】

- 安全、安定した運営を実践する。
- 施設や運営に関わる情報を開示し、市民の理解を得る。
- 市民が持つ技能や経験値を活かす仕組みを設ける。
- 研修、講座などで市民が文化事業や施設運営に関する知識を学ぶ機会を設ける。

(3) 四万十市民等が担う役割

まちづくりには、そこに住む市民が自ら考え、まちのために行動を起こしていくことが期待されます。施設を利用する市民は、自分の興味・関心に応じて行政サービスを利用するだけでなく、これまでに施設を利用してこなかった市民に対して、施設や文化芸術の魅力、価値を伝えていくことも望れます。

運営に対しての課題や要望を運営者に一方的に伝えるだけでなく、運営者とともに、施設を利用しない市民にも同様に情報を開示し、運営者、設置者がつくる「仕組み」に協力・参加を促し、一体となって解決を模索していく仕組みを創っていくことを期待します。

第7章 その他

1 文化複合施設整備に伴う既存市内施設の利活用

(1) 中央公民館・働く婦人の家の閉館から文化複合施設開館までの市民活動の継続に向けて

これまで四万十市内で行われてきた文化芸術活動や生涯学習活動を新施設での活動の活性化へつなげていくため、中央公民館・働く婦人の家の閉館から文化複合施設が開館するまでの間も様々な活動が途切れることがないよう、市内施設の利活用を図ります。

(2) 市内施設の更なる利活用に向けて

市内施設の利活用方針については、文化複合施設が開館した後も他の施策との連携において別途継続して整理を行っていきます。

2 開館準備業務推進体制のあり方

開館準備業務は、プレイベントやオープニング事業の企画制作、施設の利用受付、広報宣伝など一定期間を要する業務や、施設整備に関連した専門性の高い業務もあり、それらを統括的に推進できる体制を整えることが重要です。

また、開館準備業務の担い手は、管理運営の一貫性確保の観点から、開館後も継続して業務を行えることが望ましいため、施設の運営母体検討の際には、そのことも考慮しながら進めが必要です。

3 施設名称等の考え方

基本計画、基本設計、管理運営計画でとりまとめた施設の基本理念や考え方を踏まえ、それに相応しい施設の名称を検討します。また、市民をはじめとする多くの利用者に広く親しんでもらうために、施設の名称及び愛称を公募することも検討します。

4 整備スケジュール

	平成 31/令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
施設整備	基本 設計	実施 設計 中央公民館 働く婦人の家 解体	施工者 選定	工事	竣工 習熟 訓練
運営計画 開館準備	管理運営 基本計画	管理運営 実施計画	条例制定	開館準備 開館記念事業準備	開館

5 管理運営実施計画に向けて

本基本計画は、文化複合施設において実施する事業や施設の管理運営方法等についての基本的な方針をまとめたものです。今後、設計など施設整備事業の進捗にあわせて、さらに詳細な検討を重ねながら、令和2年度には、本基本計画を具現化した「管理運営実施計画」の策定を予定しています。

	四万十市立文化センター	四万十市立中央公民館	四万十市立働く婦人の家	土佐清水市立市民文化会館 くろしおホール	宿毛市総合社会福祉センター (大ホール・老人憩の室・宿泊室・小会議室・視聴覚室・講習室)	黒潮町総合センター (大ホール・会議室・図書室・多目的室)	大方あかつき館 (レクチャーホール・会議室・和室・町民ギャラリー)
休館日							
定期休館日	なし	なし	あり (毎週日曜日、祝日)	なし	なし	日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日	毎週木曜日、祝祭日 館内整理日(毎月末の金曜日※変更あり)
年末年始休館日	12月29日から翌年1月3日まで	12月29日から翌年1月3日まで	12月29日～31日 1月2日～3日	12月29日から翌年1月3日まで	12月29日から翌年1月3日まで 5月3日から5月5日まで	年始 1月2日及び同月3日 年末 12月29日から同月31日まで	12/28～1/4 ▲5月3日～5日は文学館のみ開館
その他特例	教育長が特に必要と認めたときは、臨時に休館日を定めることができる	館長がやむを得ないと認めたときは、休館日であっても中央公民館の使用を許可する	四万十市教育委員会が必要と認めたときは、休館日であっても館の利用を許可することができる	市長が特に必要があると認めるとき、又は指定管理者が必要であると認める場合であってあらかじめ市長の承認を得たときは臨時に休館日を定めることができる	必要と認めるときは休館日としないことができる		特別館内整理日(1月頃※変更あり)
開館時間							
開館時間	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで (運用上 午後9時30分まで)	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	平日／午前9時30分～午後6時 土日／午前9時～午後5時 ※図書館・文学館は10時開館
時間外利用	教育長の許可を受けた場合 教育長がセンターの運営上特に必要があると認められたとき	—	—	市長が特に必要があると認めるとき、又は指定管理者が必要であると認める場合であってあらかじめ市長の承認を得たとき	所長は、特に必要があると認めたときは、使用時間変更することができる	町長が必要と認める場合は、午後11時までとすることができる	
利用申込受付時間							
	午前8時30分から午後5時まで (休館日は除く)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (午後0時～午後1時を除く)	休館日以外の午後5時まで	平日 午前9時～午後5時			
利用申込受付方法							
	窓口 (FAX・郵送も受付→後日窓口へ)	窓口	窓口 (電話での申請も受付→後日窓口)	窓口	使用許可申請書の提出	使用許可申請書の提出 または 使用簿の記入 (図書室、リハビリテーション室及び老人室)	窓口 (電話も受付→後日窓口で申請書提出)
利用区分							
	午前 (9:00～12:00) ・ 午後 (13:00～17:00) ・夜間 (18:00～22:00) の3区分 午前 + 午後、午後 + 夜間、全日の連続利用規定あり	午前 (9:00～12:00) ・ 午後 (13:00～17:00) ・ 夜間 (18:00～22:00) の3区分	午前 + 午後、午後 + 夜間、全日の連続利用規定あり	午前 (9:00～12:00) ・ 午後 (12:00～17:00) ・ 夜間 (17:00～22:00) の3区分	午前 + 午後、午後 + 夜間、全日の連続利用規定あり	午前 (9:00～12:00) ・ 午後 (12:00～17:00) ・ 夜間 (17:00～23:00) の3区分	午後 + 夜間、全日の連続利用規定あり
受付時期							
条例上の規定	利用開始日の1年前から10日前まで	使用日前3日まで	利用前3日まで	利用開始日の1年前から30日前まで	使用期日の6か月前から		使用日の6ヶ月前から
その他	利用する1か年前の月初めに、 当月1か月分を受付	使用する月の3か月前から受付	登録団体の場合 第1期分(4月～6月) 3月1日～20日 第2期分(7月～9月) 6月1日～20日 第3期分(10月～12月) 9月1日～20日 第4期分(1月～3月) 12月1日～20日				
その他							
連続利用	規定なし	連続使用は、6日間を限度とする。 ただし、教育委員会が必要と認めたときは、期間を延長することができる。	規定なし	5日 (市長の承認を得た場合はこの限りでない)	規定なし	規定なし	

四万十市文化複合施設（仮称）管理運営基本計画

令和2年3月

【発行・編集】：四万十市 企画広報課 文化複合施設整備推進室
〒787-0012 高知県四万十市右山五月町8番22号
四万十市立中央公民館内
TEL (0880) 34-1501 / FAX (0880) 34-1502
市公式ホームページ <http://www.city.shimanto.lg.jp/>